

○総務省令第五十九号

公職選挙法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十五号）の施行に伴い、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月二十四日

総務大臣 石田 真敏

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿等の様式) 第十二条の五 [略] 〔一〕九 略</p>	<p>(参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿等の様式) 第十二条の五 [同上] 〔一〕九 同上</p>
<p>十 法第八十六条の第三第二項において準用する法第八十六条の第二第九項の規定により同条第一項の規定の例により参議院名簿登載者の補充の届出をする場合における参議院名簿登載者の補充届出書 別記第十八号様式の十 〔2・3 略〕</p>	<p>十 法第八十六条の第三第二項において準用する法第八十六条の第二第九項前段の規定により同条第一項の規定の例により参議院名簿登載者の補充の届出をする場合における参議院名簿登載者の補充届出書 別記第十八号様式の十 〔2・3 同上〕</p>
<p>(届出の受理等の年月等の記載) 第十三条 [略] 〔2 略〕</p>	<p>(届出の受理等の年月等の記載) 第十三条 [同上] 〔2 同上〕</p>
<p>3 法第八十六条の第三第一項の規定による参議院名簿の届出、同条第二項において準用する法第八十六条の第二第七項の規定による参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出、法第八十六条の第三第二項において準用する法第八十六条の第二第九項の規定による法第八十六条の第三第一項の規定の例による参議院名簿登載者の補充の届出、同条第二項において準用する法第八十六条の第二第十項の規定による参議院名簿の取下げの届出若しくは参議院名簿登載者に係る令第九十一条の規定による届出を受理したとき、法第八十六条の第三第二項において準用する法第八十六条の第二第七項の規定により参議院名簿登載者に係る記載を抹消したとき又は法第八十六条の第三第二項において準用する法第八十六条の第二十一項の規定により法第八十六条の第三第一項の規定による届出を却下したとき若しくは同条第二項において準用する法第八十六条の第二十二項の規定により法第八十六条の第三第二項において準用する法第八十六条の第二第九項の規定による法第八十六条の第三第一項の規定の例による届出を却下したときは、選挙長は、直ちにその受理、抹消又は却下の年月及び日時を参議院名簿その他の届出に係る文書の余白に記載しなければならない。参議院比例代表選出議員の選挙に係る法第九十八条第三項(法第一百二十二条第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受理したときも、また同様とする。 〔4 略〕</p>	<p>3 法第八十六条の第三第一項の規定による参議院名簿の届出、同条第二項において準用する法第八十六条の第二第七項の規定による参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出、法第八十六条の第三第二項において準用する法第八十六条の第二第九項前段の規定による法第八十六条の第三第一項の規定の例による参議院名簿登載者の補充の届出、同条第二項において準用する法第八十六条の第二第十項の規定による参議院名簿の取下げの届出若しくは参議院名簿登載者に係る令第九十一条の規定による届出を受理したとき、法第八十六条の第三第二項において準用する法第八十六条の第二第七項の規定により参議院名簿登載者に係る記載を抹消したとき又は法第八十六条の第三第二項において準用する法第八十六条の第二十一項の規定により法第八十六条の第三第一項の規定による届出を却下したとき若しくは同条第二項において準用する法第八十六条の第二十二項の規定により法第八十六条の第三第二項において準用する法第八十六条の第二第九項前段の規定による法第八十六条の第三第一項の規定の例による届出を却下したときは、選挙長は、直ちにその受理、抹消又は却下の年月及び日時を参議院名簿その他の届出に係る文書の余白に記載しなければならない。参議院比例代表選出議員の選挙に係る法第九十八条第三項(法第一百二十二条第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受理したときも、また同様とする。 〔4 同上〕</p>
<p>(期日前投票所又は不在者投票記載所における補充届出に係る参議院名簿登載者の氏名の掲示の時期) 第二十一条の二 市町村の選挙管理委員会、法第八十六条の第三第二項において準用する法第八十六条の第二第九項の規定による届出のあつた場合は、当該届出のあつた参議院名簿登載者の氏名(当該届出のあつた参議院名簿登載者が同項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が当該届出に係る文書に記載されている者であ</p>	<p>(期日前投票所又は不在者投票記載所における補充届出に係る参議院名簿登載者の氏名の掲示の時期) 第二十一条の二 市町村の選挙管理委員会は、法第八十六条の第三第二項において準用する法第八十六条の第二第九項前段の規定による届出のあつた参議院名簿登載者の氏名の掲示を、当該届出があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間しななければならない。</p>

る場合にあつては、当該参議院名簿登載者及び当該届出の際現に法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位)の揭示を、当該届出があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間しななければならない。

(期日前投票所又は不在者投票記載所における補充立候補者の氏名等の揭示の方法)

第二十一条の三 法第七十五条第六項後段に規定する場合には、市町村の選挙管理委員会は、法第八十六条第八項又は法第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつた公職の候補者の氏名及び党派別(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称)の揭示を、これらの規定による届出があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間しななければならない。

2 法第七十五条第八項後段に規定する場合には、市町村の選挙管理委員会は、法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第五項又は第八項の規定による届出のあつた公職の候補者の氏名及び党派別の揭示を、これらの規定による届出があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間しななければならない。

[3 略]

別記

第九号様式(仮投票用封筒の様式)(第八条関係)

[様式 略]

備考

[一・二 略]

三 封筒に押すべき都(道府県)(市)(区)(町)(村)選挙管理委員会印については、第五号様式(衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式)の備考五及び六に準ずる。

[四・五 略]

第十一号様式(令第五十三条第一項及び第五十四条第一項の規定による投票用封筒の様式)(第十条関係)

[様式 略]

備考

[一 略]

二 外封筒に押すべき都(道府県)(市)(区)(町)(村)選挙管理委員会印については、第五号様式(衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式)の備考五及び六並びに第六号様式(船員の不在者投票における投票用紙の様式)の備考四に準ずる。

[三~五 略]

第十三号様式の七(郵便等による不在者投票における投票用封筒の様式)(第十条の五関係)

る場合にあつては、当該参議院名簿登載者及び当該届出の際現に法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位)の揭示を、当該届出があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間しななければならない。

(期日前投票所又は不在者投票記載所における補充立候補者の氏名等の揭示の方法)

第二十一条の三 法第七十五条第五項後段に規定する場合には、市町村の選挙管理委員会は、法第八十六条第八項又は法第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつた公職の候補者の氏名及び党派別(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称)の揭示を、これらの規定による届出があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間しななければならない。

2 法第七十五条第六項後段に規定する場合には、市町村の選挙管理委員会は、法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第五項又は第八項の規定による届出のあつた公職の候補者の氏名及び党派別の揭示を、これらの規定による届出があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間しななければならない。

[3 同上]

別記

第九号様式(仮投票用封筒の様式)(第八条関係)

[様式 同上]

備考

[一・二 同上]

三 封筒に押すべき都(道府県)(市)(区)(町)(村)選挙管理委員会印については、第五号様式(衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式)の備考四及び五に準ずる。

[四・五 同上]

第十一号様式(令第五十三条第一項及び第五十四条第一項の規定による投票用封筒の様式)(第十条関係)

[様式 同上]

備考

[一 同上]

二 外封筒に押すべき都(道府県)(市)(区)(町)(村)選挙管理委員会印については、第五号様式(衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式)の備考四及び五並びに第六号様式(船員の不在者投票における投票用紙の様式)の備考四に準ずる。

[三~五 同上]

第十三号様式の七(郵便等による不在者投票における投票用封筒の様式)(第十条の五関係)

<p>〔様式 略〕</p> <p>備考</p> <p>一 外封筒に押すべき都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会印については、第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）の備考五及び六に準ずる。</p> <p>〔二 略〕</p> <p>第十三号様式の七の三（特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の様式）（第十条の五の四関係）</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>備考</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 外封筒に押すべき都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会印については、第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）の備考五及び六並びに第六号様式（船員の不在者投票における投票用紙の様式）の備考四に準ずる。</p> <p>〔三 略〕</p> <p>第十八号様式（参議院名簿の様式）（第十二条の五関係）</p>	<p>〔様式 同上〕</p> <p>備考</p> <p>一 外封筒に押すべき都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会印については、第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）の備考四及び五に準ずる。</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>第十三号様式の七の三（特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の様式）（第十条の五の四関係）</p> <p>〔様式 同上〕</p> <p>備考</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 外封筒に押すべき都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会印については、第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）の備考四及び五並びに第六号様式（船員の不在者投票における投票用紙の様式）の備考四に準ずる。</p> <p>〔三 同上〕</p> <p>第十八号様式（参議院名簿の様式）（第十二条の五関係）</p>
---	--

参議院名簿による候補者の届出書		
政党その他の政治団体の名称	(イ)氏名	(ロ)職名
候補者（優先的に当選人となるべき候補者を除く）の氏名	(ハ)ヨリ	(ニ)カ
	氏	名

優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び順位	
順位	(イ)ヨリ (ロ)カ 氏 名

選挙	平成何年何月何日執行 何選挙
1	政党その他の政治団体及び参議院名簿登載者に関する調査
2	政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書
3	参議院名簿届出要件該当確認書
4	参議院名簿の重複届出をしていない旨の宣誓書
5	候補者となることへの同意書
6	候補者となることのできない旨の宣誓書
7	参議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書
8	供託証明書
9	参議院名簿登載者の戸籍の謄本又は抄本
	備考

上記のとおり関係書類を添えて参議院名簿の届出をします。

平成何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名 印

何選挙長 氏 名 あて

備考

1 法第88条の3第2項において準用する法第88条の2第2項ただし書の規定により同項第2号又は令第88条の5第3項第2号に規定する文書の添付を省略する場合には、「添付書類」欄の「備考」欄にその旨を記載しなければならない。

2 優先的に当選人となるべき候補者がいない場合は、「優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び順位」欄の「順位」及び「氏名」欄に空欄を記入すること。

参議院名簿による候補者の届出書		
政党その他の政治団体の名称	(イ)氏名	(ロ)職名
候補者の氏名	(ハ)ヨリ	(ニ)カ
	氏	名

選挙	平成何年何月何日執行 何選挙
1	政党その他の政治団体及び参議院名簿登載者に関する調査
2	政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書
3	参議院名簿届出要件該当確認書
4	参議院名簿の重複届出をしていない旨の宣誓書
5	候補者となることへの同意書
6	候補者となることのできない旨の宣誓書
7	参議院名簿登載者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書
8	供託証明書
9	参議院名簿登載者の戸籍の謄本又は抄本
	備考

上記のとおり関係書類を添えて参議院名簿の届出をします。

平成何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名 印

何選挙長 氏 名 あて

備考

法第88条の3第2項において準用する法第88条の2第2項ただし書の規定により同項第2号又は令第88条の5第3項第2号に規定する文書の添付を省略する場合には、「添付書類」欄の「備考」欄にその旨を記載しなければならない。

第十八号様式の二（政党その他の政治団体及び参議院名簿登載者に関する調書の様式（第十二条の五関係）

第十八号様式の二（政党その他の政治団体及び参議院名簿登載者に関する調書の様式）（第十二条の五関係）

政党その他の政治団体及び参議院名簿記載者に関する調査

政党その他の政治団体の名称	(1)(192)	一の名称	(1)(192)						
	(1)	(2)(172)	(1)						
本部の所在地	(1)(192)	()							
代表者の氏名	一のウェブサイト等のアドレス								
参議院名簿記載者(優先的に当選人となるべき候補者を除く)									
(カネガキ)	氏名	性別	本籍	住所	生年月日	職業	ウェブサイト等のアドレス	所属又は とがでない欄にある 種別の別	参議院議員と兼ねること がでない欄にある 者についてはその職名

優先的に当選人となるべき候補者									
(カネガキ)	氏名	性別	本籍	住所	生年月日	職業	ウェブサイト等のアドレス	所属又は とがでない欄にある 種別の別	参議院議員と兼ねること がでない欄にある 者についてはその職名

平成何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏名 印

備考

- 1 「生年月日」欄の年齢は、選挙の日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 2 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図書を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

政党その他の政治団体及び参議院名簿記載者に関する調査

政党その他の政治団体の名称	(1)(192)	一の名称	(1)(192)						
	(1)	(2)(172)	(1)						
本部の所在地	(1)(192)	()							
代表者の氏名	一のウェブサイト等のアドレス								
参議院名簿記載者									
(カネガキ)	氏名	性別	本籍	住所	生年月日	職業	ウェブサイト等のアドレス	所属又は とがでない欄にある 種別の別	参議院議員と兼ねること がでない欄にある 者についてはその職名

優先的に当選人となるべき候補者									
(カネガキ)	氏名	性別	本籍	住所	生年月日	職業	ウェブサイト等のアドレス	所属又は とがでない欄にある 種別の別	参議院議員と兼ねること がでない欄にある 者についてはその職名

平成何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏名 印

備考

- 1 「生年月日」欄の年齢は、選挙の日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 2 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図書を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

第十八号様式の十（参議院名簿登載者の補充届出書の様式）（第十二条の五関係）

第十八号様式の十（参議院名簿登載者の補充届出書の様式）（第十二条の五関係）

参議院名簿登録者の補充届出書

政党その他の政治団体の名称	(315号)	一の職称 (105号)	(315号)
補充届出に係る候補者(優先的に当選人となるべき候補者を除く)の氏名			
(ふ り な ま) 氏 名			
氏 名			
氏 名			

補充届出に係る優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び順位 (補充届出の申請に優先的に当選人となるべき候補者も含めて記載すること)	(ふ り な ま) 氏 名	補充届出に係る候補者
順位	氏 名	氏 名

選挙	平成何年何月何日執行 何選挙
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 政党その他の政治団体及び参議院名簿登録者に関する調書 2 補充届出に係る参議院名簿登録者の候補者となること同意書 3 補充届出に係る参議院名簿登録者の候補者となることができない旨の宣誓書 4 参議院名簿登録者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書 5 補充届出に係る参議院名簿登録者の戸籍の謄本又は抄本

上記のとおり関係書類を添えて参議院名簿登録者の補充の届出をします。

平成何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名 印

何選挙長 氏 名 あて

備考

- 1 補充届出に係る候補者に優先的に当選人となるべき候補者がいない場合は、「補充届出に係る優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び順位」欄の「順位」、「氏名」及び「補充届出に係る候補者」欄に斜線を記入すること。
- 2 補充届出に係る候補者に優先的に当選人となるべき候補者がある場合は、「補充届出に係る優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び順位」欄の当該候補者の「補充届出に係る候補者」欄に○を記入すること。

参議院名簿登録者の補充届出書

政党その他の政治団体の名称	(315号)	一の職称 (105号)	(315号)
補充届出に係る候補者の氏名			
(ふ り な ま) 氏 名			
氏 名			
氏 名			

選挙	平成何年何月何日執行 何選挙
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 政党その他の政治団体及び参議院名簿登録者に関する調書 2 補充届出に係る参議院名簿登録者の候補者となること同意書 3 補充届出に係る参議院名簿登録者の候補者となることができない旨の宣誓書 4 参議院名簿登録者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書 5 補充届出に係る参議院名簿登録者の戸籍の謄本又は抄本

上記のとおり関係書類を添えて参議院名簿登録者の補充の届出をします。

平成何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 氏 名 印

何選挙長 氏 名 あて

第二十六号様式（開票録の様式）（第十四条関係）

「その一・その二 略」

その三

第二十六号様式（開票録の様式）（第十四条関係）

「その一・その二 同上」

その三

「その四・その五 略」

第二十七号様式（選挙録の様式）（第十四条関係）

「その一・その二 略」

その三

「その四・その五 同上」

第二十七号様式（選挙録の様式）（第十四条関係）

「その一・その二 同上」

その三

「その四」その十一 略

「その四」その十一 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

- 1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定（同規則別記第九号様式、別記第十一号様式、別記第十三号様式の七及び別記第十三号様式の七の三の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例による。